

Title	国民年金保険料における未納・免除・猶予・追納の分析
Sub Title	Analysis of people's decision-making for the absence of contribution payments, the exemption, the contribution postponement and the repayment of the past exempted-contribution in Japanese national pension
Author	四方, 理人(Shikata, Masato) 村上, 雅俊(Murakami, Masatoshi) 稲垣, 誠一(Inagaki, Seiichi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.4 (2012. 1) ,p.569(63)- 585(79)
JaLC DOI	10.14991/001.20120101-0063
Abstract	<p>本研究は若年者の国民年金保険料の納付行動について分析を行った。若年者納付猶予は本人収入が低い場合、また、免除制度は世帯収入が低い場合に利用確率が高くなることがわかった。これは、制度設計上の扱いと整合的な結果である。</p> <p>そして、学生納付特例利用経験者の分析から、第1号被保険者は有意に追納確率が低くなり、また、若年者納付猶予利用経験者の分析から、本人収入が低くなると追納確率が低くなることを明らかにした。</p> <p>This study analyzes the national pension contribution payment behavior of youths. We determined that youths' rate of use of contribution postponement becomes higher in cases wherein the income is low or when the exemption system is applied to low household incomes. This is consistent with its institutional design. Clearly, from the analysis of those with use experience of the students' payment exception, the rate of voluntary repayment of past contributions for Primary Insured Persons becomes low; in addition, from the analysis of those with use experience in youths' contribution postponement, it is clear that when an insured person's income becomes low, repayment of past exempted contributions also becomes low.</p>
Notes	小特集：年金制度の実証研究：根拠に基づく政策論
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国民年金保険料における未納・免除・猶予・追納の分析

Analysis of People's Decision-Making for the Absence of Contribution Payments, the Exemption, the Contribution Postponement and the Repayment of the Past Exempted-Contribution in Japanese National Pension

四方 理人(Masato Shikata)

村上 雅俊(Masatoshi Murakami)

稲垣 誠一(Seiichi Inagaki)

本研究は若年者の国民年金保険料の納付行動について分析を行った。若年者納付猶予は本人収入が低い場合、また、免除制度は世帯収入が低い場合に利用確率が高くなることがわかった。これは、制度設計上の扱いと整合的な結果である。

そして、学生納付特例利用経験者の分析から、第 1 号被保険者は有意に追納確率が低くなり、また、若年者納付猶予利用経験者の分析から、本人収入が低くなると追納確率が低くなることを明らかにした。

Abstract

This study analyzes the national pension contribution payment behavior of youths. We determined that youths' rate of use of contribution postponement becomes higher in cases wherein the income is low or when the exemption system is applied to low household incomes. This is consistent with its institutional design.

Clearly, from the analysis of those with use experience of the students' payment exception, the rate of voluntary repayment of past contributions for Primary Insured Persons becomes low; in addition, from the analysis of those with use experience in youths' contribution postponement, it is clear that when an insured person's income becomes low, repayment of past exempted contributions also becomes low.

国民年金保険料における未納・免除・猶予・追納の分析

四 方 理 人
村 上 雅 俊
稲 垣 誠 一

（初稿受付 2011 年 10 月 17 日、
査読を経て掲載決定 2011 年 12 月 26 日）

要 旨

本研究は若年者の国民年金保険料の納付行動について分析を行った。若年者納付猶予は本人収入が低い場合、また、免除制度は世帯収入が低い場合に利用確率が高くなることがわかった。これは、制度設計上の扱いと整合的な結果である。

そして、学生納付特例利用経験者の分析から、第 1 号被保険者は有意に追納確率が低くなり、また、若年者納付猶予利用経験者の分析から、本人収入が低くなると追納確率が低くなることを明らかにした。

キーワード

国民年金保険料、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度、免除制度、追納

1 はじめに

現在、日本に住むすべての人々が公的年金でカバーされる国民皆年金が揺らいでいると言われている。国民年金の保険料の収納率は低下し続けており、保険料の未納問題は、国民の関心を集める社会問題となっていると言えるだろう。

しかしながら、国民年金保険料の未納問題に対応するために、低所得により国民年金の保険料を払えない人のための免除制度（以下、免除もしくは免除制度）、学生時代は自身の収入が少ないためその間の保険料支払いを猶予する学生納付特例、また、近年の経済状況の悪化から、安定的な収入を得る職に就けない若年者の保険料支払いが難しくなることを想定し、30 歳までは支払いを猶予する若年者納付猶予制度（以下、若年猶予）などが整備されてきた。

まず、保険料の免除制度（申請免除）は、一定の基準より世帯所得が低い場合、国民年金の保険料が免除される仕組みであり、収入に応じて、一部免除制度と全額免除制度がある⁽¹⁾。国民年金は、原則として保険料を 25 年以上納付しなければ受給資格を得られないが、免除を受ける期間はこの受給

資格期間に算入される。そして、全額免除の場合は、年金給付額の国庫負担分である税による2分の1の部分が将来の年金額に反映される。

一方、学生納付特例や若年猶予は、本来2年であった納付期限が10年間に引き延ばされるものであり、その期間は年金受給資格を得ることのできる最低納付年数の25年には算入されるが、10年以内に追納が行われなかった場合は、税による部分も含めて年金額が減額されてしまう。したがって、若年猶予や学生納付特例を行った場合、その後追納を行わなければ、年金額が減額されてしまい、未納者と同様の低年金を引き起こすことになってしまう。

そして、免除や猶予を受ける所得の基準については、免除制度では、同一生計の世帯所得が免除を受ける基準となる。その一方、若年猶予は、基準が若年者本人（とその配偶者）の所得となっており、同居している親の収入にかかわらず、本人の収入が低い場合に利用できる。そのため、同居する親の収入により免除制度を利用できない無業や非正規雇用の若年層にとって、若年猶予が利用可能な制度となる。

これまで、国民年金の納付行動について多くの研究が行われてきたが、後述するようにほとんどの研究が未納や未加入についての分析であり、免除制度や若年猶予の利用について考慮されてこなかった。その上、学生納付特例や若年猶予の利用後の追納については、未だ研究がない。

また、国民年金の保険料の納付期限は2年であるが、現在その納付期限が10年に引き延ばされる方針にある。本研究は、すでに納付期限が10年となっている若年者納付猶予制度および学生納付特例利用者の追納行動を分析することで、納付期限を10年にする改正について考察することができると考えられる。

2 国民年金保険料未納・未加入についての先行研究と本研究における分析課題

国民年金の社会保険料の未納・未加入についての先行研究では、主に保険料の納付行動を合理的選択と捉え、公的年金に加入しているか否かが分析の対象とされてきた。その先駆的研究である鈴木・周（2001）は、未加入動機のモデルを提示し、未加入を引き起こす仮説として、①低所得・低貯蓄による流動性制約、②予想寿命が短い場合に年金未納・未加入が発生する逆選択、③世代間不公平による年金不信⁽²⁾を挙げている。

まず、低所得・低貯蓄による流動性制約により、国民年金の納付に影響を与えている点は、多く

-
- (1) なお、国民年金保険料の免除制度には申請免除のほかに、障害基礎年金受給者や生活保護受給者などに対して保険料が全額免除される法定免除が存在する。
 - (2) この3つの要因は、鈴木・周（2001）によるが、駒村・山田（2007）は、そのほかに就業形態多様化要因、25年加入要件要因、リスク回避性向要因、双曲型時間割引要因を挙げている。これらの要因についても、本稿の使用データである「公的年金に関する意識調査」で検証が可能であるが別稿に譲る。

の研究で確認されている。鈴木・周（2001）は、実物資産は未加入に影響を与えていない一方、金融資産は未加入の確率を上昇させることを明らかにしており、「流動性制約説」を裏付けるものであるとしている。そして、未加入と未納をデータの上で区別した分析を行った阿部（2001）は、世帯収入と（推定）保険料の比が未納に影響を与える一方で、未加入については影響を与えていないことを明らかにしている。

また、同様に他の先行研究でも、低所得・低収入で未納・未加入となりやすいことが示されているが、分析対象者の個人収入ではなく世帯収入により分析が行われてきた（小椋・角田 2000, 鈴木・周 2001, 阿部 2003, 鈴木・周 2006, 佐々木 2007, 山田 2009）。しかしながら、本人の収入が変数として用いられている駒村・山田（2007）の表からは、未納確率に対して本人の収入は有意な影響が観察されていない⁽³⁾。

次に、予想寿命が短い人が未納となる要因については、本来的に不可知である本人の寿命について、予想した寿命と実際の寿命が一致する場合においても一致しない場合においても、年金制度上の問題が生じる。予想した寿命と実際の寿命が一致する場合、寿命が短い人は年金保険料を支払わず、寿命が長い人のみが支払うことになり、年金の機能の一つである長生きのリスクへの保険に対する逆選択問題が生じる。そして、予想する寿命と実際の寿命が一致しない場合は、予想より長く生きてしまうことにより、十分な貯蓄ができず高齢期に貧困に陥ってしまうおそれが生じる。

先行研究の分析結果として、中嶋・臼杵（2005）は自らの寿命を短く予想している人ほど、実際に年金保険料が未納となる比率が高いとし、大石（2007）は自己評価の健康状態が「よくない」場合、未加入となる確率が高まることから、公的年金保険における逆選択を指摘している。しかしながら一方で、塚原（2005）および駒村・山田（2007）では予想寿命は、実際の国民年金の納付行動には影響を与えていないが、任意加入であった場合において国民年金の保険料を支払うかどうかについての仮想的な質問に対して、予想寿命が短くなるほど任意の場合でも保険料を支払うと答える確率が低下することを明らかにしている。また、大学生の納付行動を対象とした佐々木（2007）では、実際の納付行動に対して、予想寿命による有意な影響は観察されていない。

このように、予想寿命による逆選択が生じているかどうかという問題に対して、任意加入であった場合の選択という仮想的な設問では、その影響が観察されるが、実際の保険料納付行動についての影響は十分に明らかにされていない。

最後に、世代間不公平の問題は、現行の賦課方式の年金制度において少子高齢化が進むと若い世代ほど「損をする」という考えから、相対的に不利となる若い世代の未納・未加入につながると思われる。鈴木・周（2001）では、この要因の影響が観察されるとしている。しかしながら、年齢とコ

(3) ただし、駒村・山田（2007）は、国民年金の保険料の支払いが任意であった場合の選択についての分析を行っており、本人収入は任意加入の場合の保険料支払い確率に影響を与えている。

ホートを分解した阿部（2003）および鈴木・周（2006）では、統計的に世代の影響が確認されていない。したがって、世代間不公平による要因についても、国民年金の未納・未加入に対する影響ははっきりとしていない。

以上、国民年金の未納・未加入に対する理論的に考えられる主要な要因については、未だ先行研究において見解が分かっているか、もしくは十分に明らかにされていないと言える。

影響が明らかにされている流動性制約の要因についても、世帯収入の影響のみが考察されてきた点について疑問が生じるのではないだろうか。というのも国民年金の保険料は個人単位で決定され、老齢基礎年金は、世帯ではなく個人に対して老後に給付が行われるにもかかわらず、世帯収入が保険料の納付行動に与える影響の分析が行われてきた。そして、多くの研究で世帯収入が未納・未加入に与える影響が観察されている。

すなわち、若年層では未納・未加入が多く、彼・彼女たちの多くが親と同居しているが、先行研究では親の収入まで含んだ世帯収入が、若年者の納付行動に影響を与えていると想定していることとなる。未納・未加入の動機として、自身の老後のための保険料拠出に本人の所得と親の所得とを区別なく扱うことは自明ではないだろう。そこで、本研究では、世帯収入と本人の収入を区別して分析を行う。また、後述するように、この世帯収入と本人収入の区別は、免除制度と若年者納付猶予の分析上も重要となる。

もう一つの、先行研究における疑問点は、未納や未加入にどのような者が含まれているのかについて、各研究によって異なる点である。未納と未加入については、理論的に区別して議論されるが、阿部（2001）以外は分析上その二つが区別されていない。これはデータ上、未加入と未納を区別することが困難であることが理由である⁽⁴⁾。ただし、未納と未加入を厳密に区別せずとも、計量分析において前述の仮説を検証することは可能であろう。

そして、保険料の未納・未加入と、年金額に税部分が反映される免除制度の利用や今後追納することが想定される猶予制度の利用との区別は、選択行動としても異なった意思決定であると考えられる。多くの先行研究では、免除制度や猶予制度が考慮されていないが、阿部（2001）は、納付・未納と免除制度の利用の区別を行っており、データの都合上実際に免除制度を利用しているかどうか把握できないため、支払い保険料と所得から免除の利用を推計している⁽⁵⁾。しかしながら、当時の免除基準が市町村で運用が異なっていることや判別基準のための情報がデータにおいてそろっていない

(4) 鈴木・周（2001）および鈴木・周（2006）での調査は日本郵政公社・郵政総合研究所「家計と貯蓄に関する調査」であるが、同調査での国民年金第1号被保険者の未加入率は、2002年で22.7%と、『公的年金加入状況等調査』による6.9%と大きく異なっている（鈴木・周 2006）。

(5) 鈴木・周（2001）、鈴木・周（2006）および阿部（2003）では、未加入と加入の区分による分析が行われており、免除を受ける者は加入者に含まれているため、保険料を納付している者と免除者の区別が行われていないと考えられる。駒村・山田（2007）は、未納と納付の区分による分析を行っているが、ここでも免除は納付に含まれている。

という問題があった。そのため、免除を受ける者の一部が未納に入ってしまったおそれがある。

山田（2009）は、社会保険庁の「平成 14 年国民年金被保険者実態調査」から、第 1 号被保険者のうち申請免除者を除いたデータを用いた保険料納付行動の分析、および、申請免除が可能であると想定される低所得層を対象に免除を受けているかどうかについての分析を行っている。その結果、納付者のうち 22 %、未納者のうち 24 %に、申請免除が適用可能であるとしており、また、世帯所得が低くなるほど申請免除が多くなるとしている。したがって、低所得者ほど免除制度を利用しており、国民年金の納付者や加入者に免除制度の利用者を入れてしまうと、所得と未納の関係を見誤るおそれがある。

その他、大学生の未納行動に対する親の影響についての分析を行った佐々木（2007）では、学生納付特例の利用を納付とみなして分析を行っている。

以上の先行研究において、所得の影響について、世帯収入と本人収入が区別されて考察が行われていないことによる問題を指摘することができる。そして、一部の研究を除き未納・納付と免除・猶予が区別されておらず、所得が納付行動に与える影響を見誤るおそれがある。その上、免除制度（申請免除）は、世帯所得により利用可能かが判断される一方、若年猶予は、本人所得により利用可能かが判断されるため、免除制度と猶予制度の利用についての分析においても、世帯収入と本人収入の区別は重要となる。

したがって、社会保険料の納付行動における所得の影響についての流動性制約仮説の検証において、分析上、納付・未納・未加入とは別に、猶予・免除を扱う必要がある。また、仮説の検証のみならず、免除制度と若年猶予の実際の政策効果を判断するために、それらを個別に分析することも重要である。例えば低所得の場合に、多くが免除制度を利用できずに、未納・未加入となってしまうとすると、免除制度や若年猶予のあり方に問題がある可能性がある。

そこで本稿では、国民年金の納付行動について、流動性制約仮説、逆選択仮説を検証するため、免除制度および若年猶予を納付・未納と区別して分析を行う。また、同時にこの分析により免除制度および若年猶予そのものについての考察を行う。

そして本稿の特徴として、国民年金保険料の納付および免除制度や若年猶予の利用だけではなく、学生納付特例や若年猶予の利用後の追納についての分析を行う。学生納付特例や若年猶予の利用が、一過性の流動性制約によるものであるなら、その後の追納が可能であろう。流動性制約がなくとも追納や納付を行わない場合や、追納や納付の意思がない場合は、流動性制約以外の要因も考慮に入れる必要がある。このような追納に関する分析は、筆者の知る限りこれまで行われてこなかった。

3 データについて

本研究の使用データである関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構「公的年金に関する意識調

査」は、Web 調査によるものである。⁽⁶⁾ 今回の Web 調査では、あらかじめ登録されたモニターを対象として調査を実施する方法であったことから、母集団（標本抽出母）の対象者の属性分布（性・年齢構成、地域分布、学歴など）は、本調査の対象母集団である国民年金被保険者とは異なっている。特に、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者という公的年金の加入方法に偏りがあると、公的年金についての調査としての代表性が失われるであろう。

そのため、調査結果について何らかの補正をする必要があるが、本調査では、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者それぞれについて性別・年齢階級別に個票数を定め、その個票数に到達するまで登録モニターの回答を受け付けるという方法を採用した。これにより、今回のサンプルは、20-59歳の国民年金被保険者の加入属性として、性別・年齢別属性が偏らない方法となる。なお、年齢別の国民年金被保険者数の割付については、社会保険庁（現・日本年金機構）による『平成19年度 事業年報』を用いた。第1-3号被保険者の個票を割付けるために予備調査を行い、それぞれの性別・年齢・国民年金の加入形態別に一定数となるように本調査における標本を集めた。

予備調査においては、「あなたは現在、毎月の給与から保険料が天引きされる公的年金である厚生年金もしくは共済年金に加入しておられますか」という設問に対して、「加入している」と回答した場合、第2号被保険者とした。そして、同じ設問に対して「加入していない」と回答し、かつ「あなたの配偶者は、厚生年金もしくは共済年金に加入しておられますか」という設問に対して、「加入している」とした場合には第3号被保険者とし、「加入していない」とした場合は第1号被保険者とした。なお、それぞれの設問に対して「わからない」と回答した場合は、国民年金の加入形態が不詳とし、予備調査の段階でサンプルから除かれる。

インターネット調査には、上記のような個票の割付に対する柔軟性のほか、廉価・迅速といったメリットがある反面、その代表性に問題があり、このような層化による補正を行ったとしても、その結果の解釈には回答バイアスに特に留意が必要であるとされている。どの程度の回答バイアスが生じるかについては、調査項目によってさまざまであり、その評価は困難であるが、分析結果についてはこのような特性を持つ調査によるものであることに留意が必要である。

(6) 調査の概要は以下のとおりである。

調査期日：	2010年1月15日-2010年1月28日 (サンプル割付のための事前(予備)調査を含む)
調査対象：	第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者 (学生を除く)
調査対象者の年齢：	20-59歳
標本の大きさ：	6,919
調査項目数：	54
調査会社：	マクロミル

このようにして集められたサンプルにおける国民年金保険料の納付行動について、同時に免除制度と若年者納付猶予の分析を行うため、30歳以下の若年層の第1号被保険者を対象とした。そして、追納についての分析では、過去に学生納付特例や若年者納付猶予の利用経験があり、現在は利用していない20-59歳のサンプルを用いる。

なお、本研究の使用データである関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構「公的年金に関する意識調査」は、同一個人に対して、異なった時期に複数回の回答を求めるパネル調査として設計されている。ただし、パネル調査においては、2回目の回答を行わない脱落サンプルが生じる⁽⁷⁾。本研究では、分析の目的に鑑み、第1回目の調査のみを用いて分析を行う。

4 若年層の未納・免除・猶予についての分析

以下では、まず20歳から30歳までの第1号被保険者が、国民年金の保険料の納付をどのように選択しているのかについての分析を行う。分析手法は、納付、未納、免除制度利用、若年者納付猶予利用の4つのカテゴリーをどのように選択しているかについての多項ロジットモデルによる計量分析⁽⁸⁾である。

まず、流動性制約仮説の検証として、収入に関する変数を用いる。免除制度においては、免除を受けることができる基準が、世帯所得によるものである一方、若年猶予については本人（と配偶者）の所得により基準が設けられている。そこで、収入についての説明変数として、回答者本人の収入のカテゴリー変数と世帯収入のカテゴリー変数を区別して用いた。

(7) 実際には、2回目の調査で標本の大きさ5,000を確保するために、1回目の調査の標本の大きさを6,919とした。

(8) カテゴリーは、以下の問から構築されている。

問 あなたは国民年金の保険料を過去に1度でも支払ったご経験がおありですか？ あてはまるものをお選びください。

1 ある 2 ない

ここで、「2 ない」を選んだ場合「未納」とし、「1 ある」を選んだ場合において以下の過去2年分の納付履歴から「未納」と「納付」の判定を行った。

問 あなたは、過去2年間（24カ月）に、国民年金保険料を何カ月分納めましたか。22歳未満の方は、20歳になって以降についてお答えください。

- 1 すべて（1カ月も欠かさず）納めた
- 2 だいたい納めた
- 3 半分くらい納めた
- 4 あまり納めなかった
- 5 まったく（1カ月も）納めなかった

ここで、「1 すべて（1カ月も欠かさず）納めた」「2 だいたい納めた」と選択した場合、「納付」とし、それ以外を「未納」とした。そして、「未納」のうち、免除制度を利用しているものと若年者納付猶予を利用している者をそれぞれ別カテゴリーと置いた。

本人の年間収入については、「60万円未満」、「60万円以上130万円未満」「130万円以上200万円未満」というカテゴリー区分を行い、「200万円以上」の年収を基準カテゴリーとして分析を行った。「60万円未満」というのは、単身世帯で若年者納付猶予を受けることができる基準が約57万円となっており、また被扶養者が2人となる場合はだいたい127万円となり、その基準に近い130万円で区切った。

一方、世帯収入については、「200万円未満」「200万円以上500万円未満」というカテゴリー変数とし、基準カテゴリーは「500万円以上」とした。⁽⁹⁾200万円の基準を、一般的な低所得層の基準と考えた。なお、単身世帯で一部免除を受けることのできる基準は189万円であり、二人世帯で一部免除を受けることのできる基準は247万円となっている。

そして、収入以外の流動性制約に関する説明変数として、本人の貯蓄が10万円未満となるダミー変数を作成した。本人の貯蓄がない場合は、保険料の納付は困難であろう。

次に、逆選択仮説については、本人の予想寿命についての変数を用いている。短命を予想する場合、保険料を支払わない逆選択が発生しているかについて検証を行う。また、男女で平均寿命が異なっているため、予想寿命と女性ダミー変数のクロス項を用いている。

そのほか人口学的変数として、年齢、性別、配偶関係、親との同居を説明変数とした。また、教育水準、および就業状態も変数に加えている。

分析結果は、表1である。この表は、各変数についての相対リスク比（RRR）とP値が表記されている。相対リスク比とは、ダミー変数もしくはカテゴリー変数の場合、相対リスク比は当該確率を基準カテゴリーに対して「何倍」影響を与えるかと解釈することができる。そのため、相対リスク比は、1を超えると正の影響、1を下回ると負の影響をそれぞれの変数が与えていることになる。

まず、本人年収については、「60万円未満」と「60万円以上130万円未満」において、若年者納付猶予の確率が有意に高まるが、その他の選択については有意な影響が観察されない。ただし、若年猶予の選択について最も若年猶予を利用しやすいはずの「60万円未満」より「60万円以上130万円未満」の相対リスク比（RRR）が高くなっている。この点については、前年の年収が60万円未満のカテゴリーには直前まで学生である等の特殊なサンプルにより観察されない異質性が存在する可能性がある。

その一方、世帯年収が「200万円未満」の場合、免除制度の確率が有意に高くなっていることがわかる。

この分析結果は、免除制度は、世帯所得が免除基準に用いられているため、本人の収入が低くとも同居している親の世帯所得が高い場合利用できない一方で、若年者納付猶予は、親と同居していても本人（と配偶者）の収入のみが基準となり猶予を受けることができることに対応している。

(9) また、世帯年収が「不詳・未記入」の場合のカテゴリー変数も作成している。

表 1 20-30 歳における国民年金保険料の未納・免除・猶予についての多項ロジット分析：
「納付」を基準カテゴリーとした相対リスク比（RRR）と有意確率（P 値）

	未納 VS 納付		免除 VS 納付		若年猶予 VS 納付	
	RRR	P 値	RRR	P 値	RRR	P 値
本人年収（万円） ⁽¹⁾						
～60	1.522	0.264	1.462	0.323	2.647	0.083 ⁺
60～130	1.328	0.447	1.548	0.242	3.418	0.028*
130～200	1.215	0.643	1.508	0.318	2.325	0.180
世帯年収（万円） ⁽²⁾						
～200	1.322	0.563	2.914	0.016*	2.001	0.179
200～500	0.786	0.493	1.346	0.380	1.866	0.091 ⁺
不詳	1.152	0.767	0.828	0.692	0.915	0.915
貯蓄 10 万円未満	2.712	0.000***	2.269	0.001**	1.636	0.090 ⁺
予想寿命	0.973	0.009**	0.970	0.004**	0.992	0.477
予想寿命×女性	1.008	0.576	1.023	0.141	1.005	0.780
年齢	0.939	0.156	0.925	0.085 ⁺	0.833	0.002**
女性	0.509	0.528	0.216	0.162	0.448	0.534
有配偶	1.521	0.561	1.266	0.742	1.030	0.981
有配偶×女性	0.807	0.792	0.814	0.797	0.877	0.923
親同居	0.491	0.091 ⁺	0.426	0.035*	2.581	0.135
教育						
専門学校	0.532	0.068 ⁺	0.749	0.387	1.106	0.797
短大・高専	0.621	0.320	0.605	0.309	0.757	0.687
大学以上	0.753	0.301	0.903	0.713	1.163	0.648
就業形態 ⁽³⁾						
雇用（非正規）	1.228	0.460	1.659	0.077 ⁺	0.743	0.360
自営その他	1.153	0.755	2.247	0.054 ⁺	1.057	0.916
対数尤度			-728.399			
擬似決定係数			0.089			
選択者数	143		140		140	
サンプル計			603			

注（1）本人年収の基準カテゴリーは、年収 200 万円以上である。

（2）世帯年収の基準カテゴリーは、年収 500 万円以上である。なお、無記入の場合についてのカテゴリー変数を作成。

（3）就業形態の基準カテゴリーは、無業である。なお、第 1 号被保険者と回答しながら正規雇用と回答している。サンプルを落としたため、雇用就業は非正規雇用のみである。

***…P 値 <0.001, ** …P 値 <0.01, * …P 値 <0.05, +…P 値 <0.10 である。

ただし、世帯収入が低い場合においても、若年猶予を選択する確率が高まる（「200万円以上500万円未満」で10%水準で有意）ことについては、納付するか若年猶予を用いるかについて世帯収入が影響していると言える。

次に、貯蓄が10万円未満の場合、納付との比較で、未納、免除、若年猶予それぞれの確率が有意に高くなることがわかる。特に、貯蓄が10万円未満の場合において、未納となる確率が高くなることがうかがえる。

そして、予想寿命については、予想寿命が長くなるほど未納と免除を選択する確率が低くなることがわかる。したがって、予想寿命が短くなるほど社会保険料の納付が行われておらず、逆選択が発生している可能性を示唆する。また、後に追納を行わなければ年金額に反映されない若年猶予には予想寿命は影響していない。

人口学的変数については、年齢が高くなるほど若年猶予の確率が下がることがわかる。また、親と同居している場合は、未納と免除の確率が低くなる一方で、有意ではないが若年猶予の確率が高くなっている。親と同居している若年層は、免除が受けにくくなっていると考えられる。

なお、教育水準と就業状態については、はっきりとした傾向がみとれないと言えるだろう。

この節の分析結果からは、若年者本人が低所得である場合は、若年者納付猶予は受けることができても、保険料の免除を受けることは難しく、また親と同居している場合も免除を受けることが難しいことがわかった。これは、免除制度が世帯主の収入まで考慮した世帯所得による基準が用いられていることによると考えられる。また、貯蓄がほとんどなく流動性制約に直面している場合は、未納となってしまっている。ここから、自身が低収入になる若年者は、親と同居することで免除を受けることができず、また、貯蓄がなく流動性制約がある場合は未納となってしまっていると言えるだろう。そして、予想寿命が短いほど未納と免除が選択され、逆選択が発生している可能性がある。

若年猶予は、本人収入が低所得の場合有意に影響を与え、また免除については本人収入ではなく世帯収入の低さが影響を与えている。これは、免除・猶予の利用の判断基準として用いられている制度設計上の扱いと整合的である。ただし、本人収入についても世帯収入についても、未納行動に有意な影響が観察されない。この結果は、サンプルが若年層に絞られていることが理由であると考えられるが、同時に若年層では収入にかかわらず未納となる者の存在が示唆される。

5 学生納付特例および若年者納付猶予利用者の追納についての分析

学生については収入にかかわらず保険料を猶予する学生納付特例がある。この制度は、多くの20歳以上の学生が利用しているが、卒業後追納を行わない場合は、その期間支払わなかった保険料は、国庫負担の税による部分も含め将来受給する年金額に反映されない。

ここでは、過去に学生納付特例を受けたことのあるサンプルについて、追納行動と追納意思につ

表 2 学生納付特例利用者の国民年金の被保険者区分別追納状況

	全部または一部を 追納した	まだ追納していないが、 できる限り追納するつ もりである	追納するつもりは ない	計
第 1 号被保険者	27.3	34.4	38.3	100.0
第 2 号被保険者	40.5	25.4	34.0	100.0
第 3 号被保険者	37.6	20.6	41.8	100.0
計	36.3	27.6	36.1	100.0

出所：関西大学 RISS 『公的年金に関する意識調査』より筆者作成。

いての分析を行う。前節と同じく多項ロジット分析によるが、「一部もしくは全額追納した」、「まだ追納していないが、できる限り追納するつもりである」、「追納するつもりはない」の3つのカテゴリーの選択についての分析を行う。

そして、多項ロジットモデルにおける説明変数は、前節とほぼ同様のものとしたが、就業形態の代わりに国民年金の被保険者の区分による分析を行う。すなわち、会社員などのフルタイムの被用者などの第2号被保険者、第2号被保険者の配偶者である第3号被保険者、そしてそれ以外の第1号被保険者である。ただしここでは、第1号被保険者と第3号被保険者についてさらにそれぞれ有業と無業に区分し、基準カテゴリーを第2号被保険者として分析を行う。また、学生納付特例の利用は、20歳以上の学生に限られ、高校卒の者のほとんどが利用していないと考えられるため、学歴変数は用いていない。

表2は、それぞれの追納についてのカテゴリーの割合を国民年金の被保険者別にみたものである。実際に追納を行っている割合は、第2号被保険者と第3号被保険者より、第1号被保険者で低くなっている。また、追納を行っていないものの追納の意思がある者の割合は、第1号被保険者が高く、第3号被保険者で低くなっている。

そして、表3は分析結果である。

まず、第1号被保険者の場合、有業と無業とにかかわらず有意に追納する確率が低くなる。そして、第3号被保険者の場合は、有業だと追納する確率が高くなる一方で無業だと追納する確率が低くなっている。また、有業の第3号被保険者は追納するつもりである意思を示す確率も高くなっている。

次に、本人の収入も世帯収入も追納について有意な影響を与えていない。学生納付特例による猶予については、収入よりも第2号被保険者になるか第1号被保険者になるかについての差が大きいと言える。第2号被保険者より第1号被保険者の追納の確率が低くなる理由は、第1号被保険者は安定した雇用や就業ではなく、将来の収入の見通しが不安定となることが要因ではないかと考えられる。

そして、貯蓄が10万円未満の場合、「追納はしていないができる限り追納するつもり」の確率が高くなる。追納はしたいが、流動性制約により追納できないという状況の者が多いことがうかがえる。

表3 学生猶予経験者の追納についての多項ロジット分析：
「追納しない」状態を基準カテゴリーとした相対リスク比（RRR）と有意確率（P値）

	追納した ⁽¹⁾		追納したい	
	VS		VS	
	追納しない		追納しない	
	RRR	P値	RRR	P値
被保険者区分 ⁽²⁾				
1号・有業	0.602	0.004**	1.005	0.979
1号・無業	0.501	0.010*	0.650	0.129
3号・有業	1.668	0.186	2.769	0.030*
3号・無業	0.541	0.029*	0.985	0.966
本人年収（万円） ⁽³⁾				
～60	1.207	0.399	1.039	0.875
60～130	1.264	0.307	0.954	0.848
130～200	1.153	0.577	1.206	0.463
世帯年収（万円） ⁽⁴⁾				
～200	0.630	0.249	0.926	0.836
200～500	1.297	0.135	1.320	0.159
不詳	1.144	0.587	1.037	0.895
貯蓄10万円未満	0.802	0.216	1.709	0.002**
予想寿命	1.008	0.306	1.015	0.042*
予想寿命×女性	0.989	0.325	0.970	0.006**
年齢	0.995	0.474	0.949	0.000***
女性	2.170	0.345	7.463	0.016*
有配偶	1.618	0.062 ⁺	1.039	0.897
有配偶×女性	0.748	0.302	0.716	0.311
親同居	1.697	0.018*	1.502	0.112
対数尤度	-1611.511			
擬似決定係数	0.048			
選択数	567		428	
サンプル計	1,552			

注（1）「追納した」は「全部または一部を追納した」, 「追納したい」は「まだ追納していないが, できる限り追納するつもりである」, 「追納しない」は「追納するつもりはない」とそれぞれ回答した者である。

（2）被保険者区分の基準カテゴリーは, 第2号被保険者である。

（3）本人年収の基準カテゴリーは, 年収200万円以上である。

（4）世帯年収の基準カテゴリーは, 年収500万円以上である。なお, 無記入の場合についてのカテゴリー変数を作成。

***…P値<0.001, **…P値<0.01, *…P値<0.05, +…P値<0.10である。

表4 若年者納付猶予利用者の国民年金被保険者区分別追納状況

(%)

	全部または一部を 追納した	まだ追納していないが、 できる限り追納するつ もりである	追納するつもりは ない	計
第1号被保険者	26.6	41.8	31.6	100.0
第2号被保険者	45.9	29.3	24.8	100.0
第3号被保険者	59.4	15.6	25.0	100.0
計	41.8	31.3	26.9	100.0

出所：関西大学 RISS『公的年金に関する意識調査』より筆者作成。

予想寿命については、予想寿命が長くなるにつれ、「追納はしていないができる限り追納するつもり」の確率が高くなる。

人口学的変数については、年齢が高くなると「追納はしていないができる限り追納するつもり」の確率が低くなる。これは、追納したいと考えている者は、年齢が高くなるにつれ、実際に追納行動をとるために減少することが理由であろう。なお、追納の納付期限は10年であるが、学生納付特例は2000年4月から導入された制度であり、調査時点では納付期限を超えている者はおらず、制度上追納ができないために、年齢の上昇により追納したいと考える者が減るということは考えられない。

そのほか、親同居の場合は、追納する確率が高くなることがわかる。

次に、若年者納付猶予を利用経験者が保険料を追納するかどうかについての分析を行う。追納についてのカテゴリーは、学生納付特例と同じである。

若年者納付猶予の利用者の追納状況について、国民年金の被保険者カテゴリー別にみたものが表4である。若年者納付猶予は学生納付特例より追納の割合が高く、追納意思がない割合も低くなっている。若年者納付猶予は、追納者が多く未納者の対策として有効であったと言える。また、特に第3号被保険者で追納した割合が高くなっている。

そして、若年者納付猶予の利用経験者が追納するかどうかについての多項ロジット分析の結果を、表5に示す。学生納付特例と同様、「一部もしくは全額追納した」、「まだ追納していないが、できる限り追納するつもりである」、「追納するつもりはない」の3つのカテゴリーの選択についての分析を行う。

分析結果については、被保険者の区分についてはほとんど影響を与えていない一方で、本人の年間収入が低くなると追納する確率が低くなっている。

そのほかは、学生納付特例における追納の分析と同様に、予想寿命が長くなると「追納するつもり」とする確率が高くなり、年齢が高くなるとその確率が低下している。

しかしながら、多くの変数が有意な影響を与えていないことがわかる。この理由は、まだ若年者納付猶予の制度ができて年月が浅いこと、および、学生納付特例ほど利用者が多くなく、サンプルサイズが小さいことが要因ではないかと考えられる。これらの点については、今後の課題であろう。

表 5 若年猶予経験者の追納についての多項ロジット分析：
「追納しない」状態を基準カテゴリーとした相対リスク比 (RRR) と有意確率 (P 値)

	追納した ⁽¹⁾		追納したい	
	VS		VS	
	追納しない		追納しない	
	RRR	P 値	RRR	P 値
被保険者区分 ⁽²⁾				
1号・有業	0.850	0.722	1.406	0.461
1号・無業	0.657	0.584	0.898	0.879
3号・有業	5.766	0.031*	0.518	0.605
3号・無業	2.052	0.330	0.808	0.799
本人年取 (万円) ⁽³⁾				
～60	0.362	0.079 ⁺	0.953	0.933
60～130	0.335	0.061 ⁺	0.478	0.219
130～200	1.265	0.726	1.577	0.533
世帯年取 (万円) ⁽⁴⁾				
～200	0.962	0.963	0.316	0.189
200～500	1.498	0.369	1.090	0.857
不詳	1.235	0.724	0.738	0.645
貯蓄 10 万円未満	1.145	0.753	1.741	0.204
予想寿命	1.021	0.387	1.041	0.095 ⁺
予想寿命×女性	0.984	0.602	0.992	0.784
年齢	0.988	0.485	0.956	0.023*
女性	2.379	0.704	1.090	0.970
有配偶	3.699	0.057 ⁺	1.823	0.422
有配偶×女性	0.368	0.218	0.885	0.888
親同居	1.160	0.773	2.004	0.209
教育				
専門学校	1.060	0.913	0.631	0.430
短大・高専	1.419	0.554	0.873	0.838
大学以上	1.004	0.993	1.326	0.544
対数尤度	-254.199			
擬似決定係数	0.123			
選択数	112		84	
サンプル計	268			

注 (1)「追納した」は「全部または一部を追納した」,「追納したい」は「まだ追納していないが、できる限り追納するつもりである」,「追納しない」は「追納するつもりはない」とそれぞれ回答した者である。

(2) 被保険者区分の基準カテゴリーは、第 2 号被保険者である。

(3) 本人年取の基準カテゴリーは、年取 200 万円以上である。

(4) 世帯年取の基準カテゴリーは、年取 500 万円以上である。なお、無記入の場合についてのカテゴリー変数を作成。

***…P 値 <0.001, ** …P 値 <0.01, * …P 値 <0.05, +…P 値 <0.10 である。

6 おわりに

国民年金保険料の納付行動について、未納と免除制度もしくは若年猶予の利用を区分した分析を行い、また、学生納付特例および若年猶予の利用経験者がその後追納を行うかどうかについて分析を行った。

まず、若年者における保険料の納付行動について、本人収入と世帯収入を区別した説明変数を用いた分析から、若年者猶予の利用には本人収入が低い場合に有意な影響を与え、また、免除については本人収入ではなく世帯収入が低い場合に有意な影響を与えている。これは、免除制度では世帯所得が免除基準に用いられている一方で、若年者納付猶予では本人所得が判断基準として用いられている制度設計上の扱いと整合的な結果となっている。ただし、若年層においては、本人収入も世帯収入も未納に対し有意な影響が観察されなかった。しかしながら、未納に対する流動性制約仮説が否定されているわけではなく、本人の貯蓄額が10万円未満の場合、有意に未納確率が上昇した。本調査では、第1号被保険者の20歳から30歳の若年層で貯蓄が10万円未満となる割合は、40%以上存在し、かなりの若年層が10万円未満の貯蓄となっており、未納につながっている。

そして、学生納付特例利用経験者の追納についての分析から、学卒後短時間労働者や無業者が主な第1号被保険者のままであると、フルタイム雇用者が主な第2号被保険者になる場合より、有意に追納確率が低くなることがわかった。また、若年者納付猶予利用経験者の追納についての分析からは、本人収入が低所得であると追納確率が低くなっていた。

次に、逆選択仮説について、他の先行研究では観察されなかった未納に対する予想寿命の影響が本研究では観察された。これは、本研究が若年者についての研究であることが理由かもしれない。若年層ほど予想寿命の分散が大きく、短い寿命を予想する者が多くなると考えられる。しかしながら、年齢が若いほど、自身の将来の寿命を予測することが困難であるから、誤った予測を行いやすいと考えられる。ここでの予想寿命による未納への影響からは、将来、高齢の無年金者・低所得者を生むおそれがある。

そして、以上の分析結果から、政策的含意を述べると以下のようなだろう。

まず、保険料の免除が世帯単位で行われているため、貯蓄がなく流動性制約に直面している若年者が未納になっている可能性が示唆される。若年者納付猶予を受けることのできるのは、単身で年間収入57万円未満と非常に低い収入の場合のみであり、収入が低く親と同居せざるをえない若年層にとっては、免除制度はもちろんのこと若年者納付猶予も使いにくいものであると言える。そもそも、個人が支払った保険料がその人の年金額に反映される国民年金制度において、その免除制度が世帯単位で設計されていることの問題が若年層において顕在化していると言える。

また、若年者納付猶予を用いた後も、収入が低ければ追納することは難しい。免除制度が存在す

るといのであれば、個人単位で収入の低い者には免除を行い、年金の給付額に税負担部分だけでも反映させていく必要があるのではないだろうか。⁽¹⁰⁾

さらに、10年の時効がある若年者納付猶予制度および学生納付特例利用者の追納行動を分析した結果、現在議論されている納付の時効を10年にする改正案について考察することができる。

学生納付特例の追納について分析から、第2号被保険者になれないと追納が難しいことがうかがえる。時効を延長すると同時に、雇用者でありながら第2号被保険者になれない非正規雇用労働者をより多く厚生年金でカバーする必要がある。

また、分析結果から、予想平均寿命が長い人ほど追納したいと考えていることがわかった。しかしながら、保険料の納付に時効がある理由の一つは、自身が長生きするということが確定してから、支払ったほうが有利となることである。いつでも支払うことができるようにすれば、60歳あるいは65歳、すなわち、自身の長寿リスクが現実になったことを確認してから、保険料を支払うのが最も合理的となる。したがって、保険料支払いの時効を撤廃した場合、遅滞分の利息に加えて、このリスクプレミアム部分も加算した保険料を徴収する必要がある。

これまで、どの程度の人がこの10年前の保険料を支払うのか、政策効果を予想するデータはこれまでなかったが、本研究はその妥当性についての考察になるとも言える。ただし、若年者納付猶予は、2005年以降の制度であり、未だできて10年たっていない。そのため、本研究は、時効延期の政策効果を推計する手がかりにはなるが、10年という時効の有効性そのものは今後のデータの積み重ねにより検証する必要がある。

(関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構統計分析主幹)

(関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構助教)

(一橋大学経済研究所世代間問題研究機構教授)

参 考 文 献

- 阿部彩 (2001) 「国民年金の保険料免除制度改正——未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No. 43, pp. 134-154
- 阿部彩 (2003) 「国民年金における未加入期間の分析——パネルデータを使って」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 3, pp. 268-280
- 大石亜希子 (2007) 「公的年金における逆選択の分析」『千葉大学公共研究』Vol. 4, No. 2, pp. 123-144

(10) その一方で、第3号被保険者は、現在世帯収入にかかわらず、保険料を支払わずとも支払った場合と同じ扱いで、国民年金を受け取ることができる。本稿の分析結果からの範疇を超えるが、第1号被保険者との公平性を考えた場合、第3号被保険者についても、配偶者や家族の収入にかかわらず本人の収入のみを基準とした免除制度を適用することも考えられる。ただし、育児や介護の負担により収入が低くなる場合は、保険料をみなしで支払ったものとするのが望ましいであろう。

- 小椋正立・角田保 (2000) 「世帯データによる社会保険料負担納付と徴収に関する分析」『経済研究』Vol. 51, No. 2, pp. 27-53
- 駒村康平 (2007) 「所得保障制度のパラメーターに関する分析——国民年金の繰上げ受給に関する実証分析を中心に」『フィナンシャル・レビュー』第 87 号, 財務総合政策研究所, pp. 119-139
- 駒村康平・山田篤裕 (2007) 「年金制度への強制加入の根拠——国民年金未納・未加入に関する実証分析」『会計検査研究』No. 35, 会計検査院, pp. 31-49
- 佐々木一郎 (2007) 「年金未納行動と親の影響」『フィナンシャル・レビュー』第 87 号, 財務総合政策研究所, pp. 100-118
- 四方理人・駒村康平・稲垣誠一・小林哲郎 (2009) 「国民年金納付者行動と年金額通知効果の統計分析」『RCSS ディスカッションペーパーシリーズ』第 82 号, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
- 鈴木亘・周燕飛 (2001) 「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』No. 42, pp. 44-60
- 鈴木亘・周燕飛 (2006) 「コホート効果を考慮した国民年金未加入者の経済分析」『季刊社会保障研究』Vol. 41, No. 4
- 塚原康博 (2005) 『高齢社会と医療・福祉政策』東京大学出版会
- 中嶋邦夫・白杵政治 (2005) 「国民年金の未納要因——主観的な視点の考慮」『ニッセイ基礎研 REPORT』2005 年 6 月号, ニッセイ基礎研究所, pp. 1-6
- 山田篤裕 (2009) 「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態——社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析」『社会政策研究』No. 9, pp. 64-93
- 湯田道生 (2006) 「国民年金・国民健康保険未加入者の計量分析」『経済研究』Vol. 57, No. 4, pp. 344-356